

【お知らせ】

栗原市が発注する工事の週休2日実施について

栗原市建設工事の週休2日工事について、令和8年4月1日から実施要領の改正を行いました。

つきましては、令和8年4月1日以降に市が発注する工事において、以下の取扱いとなりますのでご承知願います。

令和7年3月までの実施方式

- ①「通期の週休2日」として現場閉所日数を考えること。
- ②「月単位の週休2日」として、対象期間内の全ての月において、月ごとの現場閉所の日数が4週8休以上とみなすこと。



令和8年4月からの実施方式

改正1

上記①、②の方式に加えて、

- ③「週単位の週休2日」として、対象期間の全ての週において、週毎の現場閉所の日数が2日間以上となること。

を導入しました。

改正2

従来からある「通期の週休2日」は標準化とします。

今回の改正による週休2日工事の積算方法については、それぞれの発注工事において特記仕様書での記載の仕方など、適切な見積りが可能となるよう努めてまいります。

実施の計画、実施方法の変更協議、取組み達成による補正係数変更等の詳細については、工事担当課と別途確認をお願いいたします。

なお、改正した実施要領については、栗原市ホームページに掲載しておりますのでご確認下さい。